

コンプライアンス

1 基本的な方針

📖 →P88 日本製紙グループ行動憲章

📖 →P89 日本製紙グループ行動規範

📖 →P83 コーポレートガバナンス基本方針

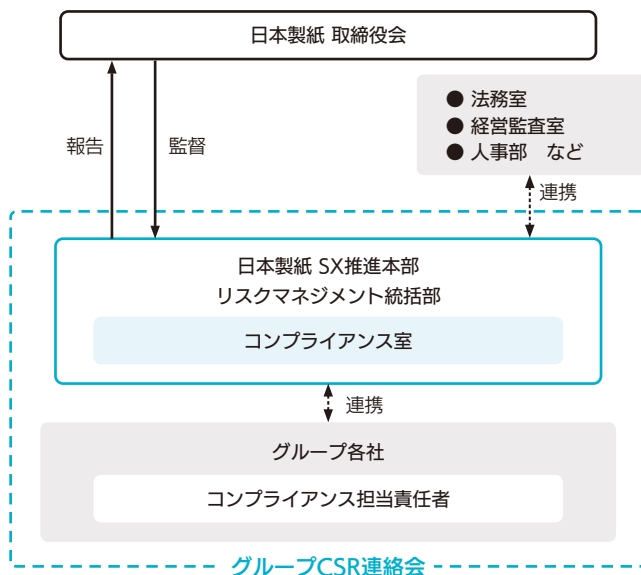
💻 →WEB 日本製紙 個人情報保護に関する基本方針
<https://www.nipponpapergroup.com/terms/#ancPolicy>

📖 →P90 日本製紙グループ 公務員に対する贈賄防止基本方針

📖 →P91 日本製紙グループ 競争法遵守基本方針

📖 →P87 内部統制システムの構築に関する基本方針

2 推進体制



- 日本製紙SX推進本部内のコンプライアンス室が「グループCSR連絡会」の中で、グループ各社のコンプライアンス担当責任者とコンプライアンスに関する連携の充実を図っています。
- コンプライアンスに関する活動について取締役会に報告しており、2024年度は内部通報制度の運用状況、コンプライアンス研修実績などについて報告しました。
- 内部通報制度の運用状況については、取締役会のほか四半期ごとに監査役および経営執行会議にも報告しています。
- コンプライアンスに関する実態把握を目的として、2023年度に当社と一部のグループ会社の全従業員、2024年度に前年度未実施のグループ会社を対象としたコンプライアンス意識調査を実施しました。調査結果は経営執行会議などで報告されるとともに、結果を受けて内部通報制度の利便性向上などの施策を行っています。

3 行動憲章・行動規範

- 企業グループ理念の実現に向け、時代に即した企業の社会的責任を果たすために、2024年10月に、従来の「日本製紙グループ行動憲章」「日本製紙(株)行動規範」を、取締役会による承認を経て改定しました。
- 従来は行動憲章のみがグループ共通であり、行動規範は各社で作成していましたが、グループ全従業員が同じ価値観を共有し一貫した基準で行動することで社会的信頼と企業全体のブランド価値を高めるべく、今回の改定に合わせ、行動規範もグループ共通としました。
- 行動憲章および行動規範は、SX推進本部が推進役となり社内への浸透に取り組んでいます。

4 個人情報の保護

- 当社は「日本製紙 個人情報保護に関する基本方針」を制定して、個人情報管理を実施しています。
- 当社は、個人情報保護法の趣旨に基づき、各部門が保有する個人情報の入手時期や使用目的などを管理台帳にまとめて把握・管理しています。
- 個人情報台帳は、年1回、総点検することにより、適切な管理を継続して行っています。
- 2024年度は顧客データの紛失に関して、具体化された不服申し立ての事例はありませんでした。

5 情報システムセキュリティ

- 当社は「情報システムセキュリティ対策規則」を制定して、情報システムセキュリティ対策を実施しています。
- 当社は、管理本部長を情報システムセキュリティ統括責任者(情報システムセキュリティの担当役員)とする情報システムセキュリティ体制を構築しており、毎年、セキュリティインシデントなどについてリスクマネジメント委員会を通じて取締役会へ報告しています。
- 2024年度でのセキュリティインシデントにあたる事例は、グループ会社で1件発生しました。
- サイバー攻撃やウイルス感染などインシデント発生時の被害拡大や再発を防止するため、対応の体制や手順を整備し、グループ従業員に対する教育 →P12を行っています。

コンプライアンス

6 腐敗防止

- 当社グループは、企業グループ理念を実現するために、社員が重視する価値のひとつに「Fairness」を掲げています。
- 当社グループでは、各種研修において、事業活動を行う国内外の現地行政や公務員との不適切な関係や、営業または購買活動における顧客や取引先等との不適切な利益の授受を行わないなど、腐敗防止（贈収賄防止・競争法順守）に関する内容を、当社グループ従業員に対して教育するとともに、疑いのある事例が発生すれば是正の取り組みを行っています。
- 2023年度に発生したグループ会社における公正取引委員会からの排除措置命令等の事案を受け、当該グループ会社をはじめグループ各社にて、各種研修の実施など独占禁止法の順守にむけた取り組みを徹底し、再発防止に努めています。
- 当社は、「パートナーシップ構築宣言」で、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行を順守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組むことを宣言しています。

7 知的財産権の保護

当社グループは、事業活動を通じて得た情報を適切に管理し、他者の知的財産権を尊重します。

8 通報制度（救済措置）

①内部通報制度の仕組み

- 当社は、人権（ハラスメント・労働条件等）や腐敗（贈収賄・競争法違反等）、環境などに関する法令や企業倫理に違反する行為について、日常の指示系統を離れて直接通報・相談できる「日本製紙グループヘルプライン」を設置しています。

- コンプライアンス室が通報を受け付け、法令や企業倫理に違反する懸念があるものについては事実調査を行います。事案の重要性に鑑み、社内処分や注意・指導、e-ラーニング等による従業員への意識啓発などの是正措置・再発防止策を、通報者に配慮しながら実施しています。
- 相談・通報は、電話、Eメール、手紙など複数の経路で受け付けています。2024年4月からは、チャットサービスによる受け付けも新たに追加しました。
- 通報者のプライバシー保護には最大限の配慮を行っています。
- 内部通報制度は匿名による利用も可能ですが、匿名であると通報内容に関する調査に限界があるため、できるだけ実名で相談することを推奨しています。
- 2022年6月の公益通報者保護法改正に合わせ、利用対象者に退職後1年以内の従業員を加えるとともに、通報を理由とした不利益な取り扱いの禁止・個人情報の保護などを社内規則に定めています。
- 全グループ従業員および請負業者等へのコンプライアンスカード配布や、社内報での毎号の掲載などを通じて、対象者に相談窓口を定期的に周知しています。

②内部通報制度の運用状況と対応

- 2024年度は69件（2023年度：43件、2022年度：61件）の相談・通報があり、内訳は、ハラスメントに関するものが約5割、労働関係の規則やその運用に関する疑義が約2割、業務上の指示や対応に関する疑義が約1割でした。

- 件数の多いハラスメントについては、防止をさらに強化するため、当社では以下のハラスメント教育を実施しています。

- ・全従業員※を対象とした、e-ラーニング・動画による教育（2023年度より継続）

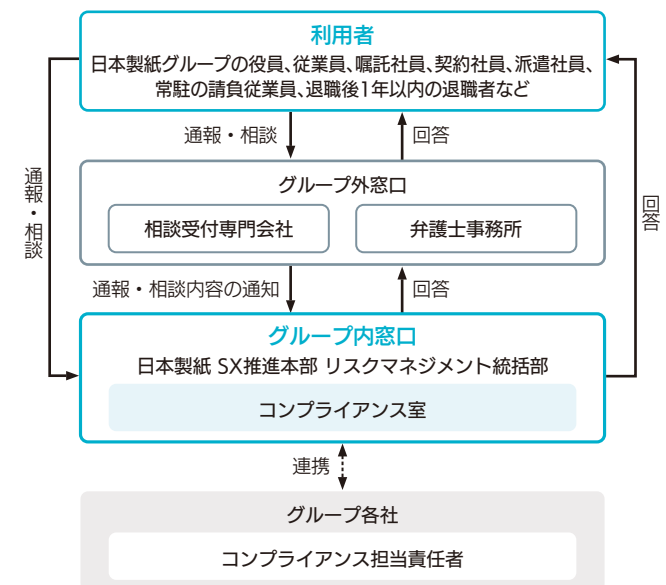
※ 派遣・非常勤の方も含む

- ・本社管理職を対象としたオンライン研修（2024年度）
- ・本社部門長を対象とした、対面形式の研修（2024年度）

③利用対象以外からの意見の受け付け

「日本製紙グループヘルプライン」の利用対象以外の第三者（顧客・取引先など）からの意見等は、日本製紙グループウェブサイト「お問い合わせ」→WEBを通じて受け付け、当社コンプライアンス室をはじめ関係部門で適切に対応しています。

内部通報対応体制



コンプライアンス

9 従業員への教育

コンプライアンスに関する教育の実績（2024年度）

当社グループでは、計画的・継続的に従業員のコンプライアンス意識を喚起する活動を行っています。

主管部門	テーマ・タイトル	受講対象者	受講人数	開催回数（頻度）
リスクマネジメント統括部／ コンプライアンス室	コンプライアンス全般	グループ新入社員	94人	1回
		日本製紙新任管理職	48人	1回
		グループ新任役員・日本製紙新任工場長	22人	1回
		日本製紙役員・工場長	40人	1回（年1回）
	ハラスメント関係	グループ従業員	7,915人	1回
	独占禁止法	グループ従業員	2,176人	2回
	品質コンプライアンス	日本製紙従業員	56人	1回
	行動憲章・行動規範の浸透	グループ従業員	6,606人	1回
法務室 ^{※1}	反贈賄／競争法順守	グループ従業員（工場操業担当者を除く）	4,470人 ^{※2}	1回
	法務リスクへの感度を上げよう	日本製紙管理職	1,401人 ^{※2}	1回
知的財産部	特許の基礎知識等	グループ従業員	計817人	計23回
情報システム部	情報漏えい事故の防止等	グループ従業員	6,435人 ^{※2}	1回（年1回）

※1 インサイダー取引防止、反社会的勢力の排除、個人情報保護、契約書の作成と保管、反贈賄／競争法順守、法務リスクへの感度を上げようの6つのテーマの講座を半年ごとに1講座ずつ順番に開講

※2 協力会社等を含む